

第10回 J-クレジット制度説明会でのQ & Aのご紹介

今年度は J-クレジット制度に関する説明会を7月27日(水)と9月6日(火)の二回開催し、合計で55社61名の方にご参加いただきました。また、説明会後の個別相談会では14社の方からご相談をいただき、本制度への関心の高さがうかがえました。

今回のコラムでは、説明会で参加者から質問のありました内容とその回答について、いくつかご紹介します。

Q1. J-クレジット制度における適用方法論で「通常型」と「プログラム型」の二種類があるが何が違うのか？

A1.通常型は申請時の対象設備でプロジェクトを登録するため、設備の数が増えることはない。一方、プログラム型は小規模で同類の削減活動をまとめて一つのプロジェクトとすることができ、登録申請後に随時、プロジェクト参加者が増えるケースにも適用される。各家庭の太陽光発電や複数台の電気自動車をまとめ、プログラム型として申請できる。

名古屋市の事例:

<https://japancredit.go.jp/credit/index.php#result>

(プロジェクト番号:P4)

Q2.CO₂クレジット 1トンはいくらで売買されるものなのか？

A2.基本的な考え方として、売買は相対取引にて実施するものであるため、決まった値段というものはない。相場としては、銘柄や取引量によっても価格差があるが、1トンあたり千円程度。

Q3. 権利化したクレジットを売買するときは、年間の削減量をもとにするとのことであるが、その年に削減した分をその都度売買できるのか？例えば、一年目に削減した分について売買が成立したとして、翌年削減した分については、また別の買手に対して売買することが可能なのか？また、仮に売れなくても、在庫として持っておくことができるのか？

A3.毎年発生した分をその都度権利化することができる。ただし、申請には費用や手間がかかるため、数年分をまとめて一度に申請することもでき、そちらの方が効率的である。また、発行されたCO₂クレジットは買手が見つかれば、その都度売買でき、翌年、別の買手に販売することもできる。買手が見つからなければ、在庫として貯めておくこともできる。



上記以外にも制度に関するよくある質問について、以下 HP より確認することができます。

<https://japancredit.go.jp/faq/>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋本部では、J-クレジット制度や中部産 CO₂ クレジット購入に関するお問合せを始めとした「ソフト支援事業を利用したい」、「J-クレジットの活用考えている」といった制度活用に関する具体的な相談を受け付けております。

「中部産 CO₂ クレジット」の創出・活用事例につきましては、こちらに掲載しています。こちらをご覧ください。

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/platform.html>

次回のコラムテーマは、「自治体と J-クレジット」です。

中部 Jクレ コラム バックナンバー

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/platform/column/column.html>

[第1回]地球のために1トン数千円から

[第2回]削減した CO₂ を売るには？

～J-クレジット制度活用のポイントあれこれ～

[第3回]クレジット購入企業の社長に聞く ～株式会社アユセン～

[第4回]教えて！CO₂ クレジットの売買

[第5回]北陸の温泉旅館におけるヒートポンプ導入による CO₂ 削減事例

～株式会社ふくみつ華山温泉～

[第6回]カーボン・オフセットを活用した商品開発

[第7回]平成28年度 J-クレジットの動向

[第8回]省エネにつながる設備投資をしたのですが、J-クレジット化できますか？
